

2012年12月4日

各 位

会 社 名 ソ ニ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 執 行 役 平 井 一 夫
(コード番号 6758 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 I R 部 門 部 門 長 橋 谷 義 典
(TEL : 03-6748-2111 (代表))

会 社 名 ソ ネット エンタテインメント 株式会社
代 表 者 役 職 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 憲 一 郎
(コード番号 3789 東証第一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 部 長 伊 藤 恒 延
(TEL : 03-5745-1500 (代表))

ソニー株式会社によるソネットエンタテインメント株式会社の 株式交換による完全子会社化について

本日、ソニー株式会社（以下「ソニー」といいます。）及びソネットエンタテインメント株式会社（以下「ソネット」といいます。）は、ソニーを株式交換完全親会社とし、ソネットを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことをそれぞれ決定し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換の効力発生日に先立つ2012年12月26日に、ソネットの普通株式は上場廃止（最終売買日は2012年12月25日）となる予定です。

1. 本株式交換の目的

ソニーは、2012年8月9日付「ソネットエンタテインメント株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「本公開買付けプレスリリース」といいます。）に記載のとおり、ソネットの完全子会社化をめざして、2012年8月10日から同年9月20日まで、ソネットの普通株式及び新株予約権の全てを対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、本日現在、ソニーは、その完全子会社である株式会社ソニーファイナンスインターナショナル（以下「ソニーファイナンスインターナショナル」といいます。）による保有分と合算して、ソネットの普通株式245,181株（ソネットの発行済株式数（255,538株（2012年9月30日現在））に占める保有割合95.95%）を保有しております。

本公開買付けプレスリリースに記載のとおり、ソニーは、ソネットをソニーの完全子会社とすることを企図しており、本公開買付けにより、ソニーはソネットの普通株式の全てを取得できなかったことから、ソニー及びソネットは、この度、本株式交換により、ソネットをソニーの完全子会社とすることといたしました。

ソニーによるソネットの完全子会社化の目的につきましては、既に本公開買付けプレスリリース、ソネットが公表した2012年8月9日付「支配株主であるソニー株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」、並びにソニー及びソネットが連名で公表した同日付「ソニー株式会社によるソネットエンタテインメント株式会社の完全子会社化に向けた手続の開始のお知らせ」でご説明しておりますが、具体的な内容は以下のとおりです。

ソニーは、ソニーを取り巻く環境が劇的かつ急速に変化する中、コア領域の強化、成長領域への経営資源の移行を進めておりますが、中でもネットワークサービスは、ソニーが有するハードウェア及びコンテンツの魅力を高めるために欠かせない事業となっております。ソネットは、特に日本におけるネットワークサービス事業において成功を収めており、ソネットの有する優れたサービス運営ノウハウ、技術、人材、顧客基盤、コン

テンツ等はソニーの目指す方向性と合致しております。一方で、ソニー、ソネット、及びソネットの主要子会社であるエムスリー株式会社（以下「エムスリー」といいます。）が親会社、子会社及び孫会社の関係にあり、いずれも上場している現状においては、グループ・シナジーの追求に一定の制約があります。ソニーとソネットの親子上場関係を解消し、ソネット事業・資産を最大限活用することにより、ソニーはコア領域の強化、成長領域への経営資源の移行を一層進めやすくなり、更なる価値の顕在化が進められると考えております。

ソニーとソネットは、2012年3月から、ソニーからの提案を契機として、両社の企業価値を更に向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、ソニー及びソネットは、2012年9月20日に終了した本公開買付けとその後の株式交換を通じてソニーがソネットを完全子会社化することにより、グループ・シナジーの最大化を実現していくことが、ソネットの企業価値の向上及びソニーグループ全体の企業価値向上のために非常に有益であるとの結論に至りました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

株式交換契約承認の代表執行役決定（ソニー）	2012年12月4日（火）
及び取締役会決議日（ソネット）	
株式交換契約締結日（両社）	2012年12月4日（火）
最終売買日（ソネット）	2012年12月25日（火）（予定）
上場廃止日（ソネット）	2012年12月26日（水）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	2013年1月1日（火）（予定）

(注1) ソニーは、会社法第796条第3項に定める簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。ソネットは、会社法第784条第1項に定める略式株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

(注2) 株式交換の予定日（効力発生日）は、ソニー及びソネットの合意により変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

ソニーを株式交換完全親会社、ソネットを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、ソニーについては、会社法第796条第3項に定める簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに行う予定であり、ソネットについては、会社法第784条第1項に定める略式株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	ソニー (株式交換完全親会社)	ソネット (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	706
本株式交換により交付する株式数	普通株式：7,312,042株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

ソネットの普通株式1株に対して、ソニーの普通株式706株を割当交付します。ただし、ソニーが注2記載の基準時に保有するソネットの普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

ソニーは、本株式交換に際して、本株式交換によりソニーがソネットの普通株式（ただし、ソニーが保有するソネットの普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のソネットの株主の皆様（ただし、ソニーを除きます。）に対し、その保有するソネットの普通株式に代わり、その保有するソネットの普通株式の数の合計に706を乗じた数のソニーの普通株式を交付します。ソニーは、ソニーファイナンスインターナショナルが保有するソネットの普通株式32,110株について、同社を吸収分割会社とする会社分割によって2012年12月31日に承継し、ソニーが基準時に保有するソネットの普通株式は245,181株とな

る予定です。なお、ソネットは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するソネットの取締役会決議により、ソネットが保有する自己株式及び基準時までにはソネットが保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

なお、ソニーの交付する普通株式数は、ソネットの自己株式の消却等により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

ソネットの株主の皆様は、本株式交換により 100 株以上のソニーの普通株式の割当てを受けることとなります。ソニー株式は 100 株を 1 単元として株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）において取引されておりますが、本株式交換に伴い、ソニーの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、ソニーの普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）

ソニーの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式をソニーから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

ソニーの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式をソニーに対して買い取することを請求することができる制度です。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ソネットは、本株式交換の効力発生日の前日までに、ソネットが発行している第 1 回から第 6 回までの新株予約権の全てを無償取得、任意の買取り、新株予約権者による権利放棄のいずれかの方法により消滅させる予定です。なお、ソネットは、新株予約権付社債は発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

ソニー及びソネットは、本株式交換の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の公正性・妥当性を確保するため、本株式交換比率を決定するにあたり、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ソニーは J P モルガン証券株式会社（以下「J P モルガン証券」といいます。）を、ソネットは三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱 U F J モルガン・スタンレー証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

J P モルガン証券は、本株式交換比率に関する 2012 年 12 月 4 日付の株式交換比率算定書（以下「J P M 算定書」といいます。）において、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、ソニー普通株式 1 株当たりの価値の算定については、ソニーが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を採用しております。市場株価平均法については、2012 年 12 月 3 日を算定基準日として、算定基準日の終値、並びに、いずれもソニーによる 2012 年 11 月 14 日付「2017 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」の公表日より後の期間である算定基準日から遡る 1 週間及び 2 週間の株価終値平均を算定の基礎としております。また、ソネットの普通株式 1 株当たりの価値の算定については、本公開買付けにおける公開買付価格が決定・公表された 2012 年 8 月 9 日以降にソネットの財務状況及び将来の業績・事業予測等に重大な影響を及ぼす可能性がある事実はない旨をソネットに確認した上で、ソネット普通株式 1 株当たりの価値は本公開買付けにおける公開買付価格と同一の 567,500 円と評価いたしました。なお、ソニー普通株式 1 株当たりの価値を 1 とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価平均法	699～712

(注) 上記に関連して、ソニーの依頼を受けて JPM 算定書の作成及び提出を行った JPM 証券から、開示・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、以下の記載をご参照下さい。

JPM 証券は、JPM 算定書の作成・提出及びその基礎となる株式価値の算定を行うにあたり、公開情報、ソニー又はソネットから提出を受けた情報及びその他 JPM 証券が検討の対象とした一切の情報について、それらが全て正確かつ完全であることを前提としてこれらに依拠し、その正確性・完全性については独自の調査を行っていません。また、JPM 証券は、JPM 算定書の作成等にあたり、ソネットの株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で JPM 証券に対して未開示の事実はないことを前提としております。

JPM 証券は、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、ソネット及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下でのソネットの信用力についての評価も行っておりません。

JPM 証券は、ソニー及びソネットの経営陣によって提出された又はそれらに基づき算出された財務分析及び予測に依拠するにあたり、かかる分析及び予測が、それに関連するソニー及びソネットの将来の事業見通しや財務状況について、JPM 算定書の作成日現在において両社の経営陣による最善の予測及び判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としております。なお、JPM 証券は、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明していません。

JPM 算定書は、その作成日現在において JPM 証券が入手している情報及び同日現在の経済、金融、市場、及びその他の状況に基づくものであり、その後の事象により JPM 算定書に記載される算定結果は影響を受けることがあります。JPM 証券は、そのような場合であっても JPM 算定書の内容を修正、変更又は補足する義務を負うものではありません。JPM 算定書は、本株式交換比率に関して財務的又はその他の見地から公正であるとの意見（いわゆるフェアネス・オピニオン）を述べるものではなく、かつ本株式交換を含むソニーによるいかなる取引実行の是非について意見を述べるものではありません。JPM 算定書は、ソニーが本株式交換においてソネットの株式価値を検討するにあたっての情報提供の目的で JPM 証券から提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。JPM 算定書は、ソネットの普通株式を保有する株主が本株式交換に関してどのように行動すべきかについていかなる見解を表明するものでもありません。JPM 証券は、ソネットの普通株式について、JPM 算定書の作成日以降の将来どのような価格で取引されるかという点について何ら意見を表明していません。明示的に意図されている場合を除き、JPM 算定書の内容は、将来起こり得る取引、又は支配権の変更等が発生する若しくはその可能性を伴う取引による影響を考慮したものではありません。JPM 証券は、法務、税務及び会計等の事項に係る専門家ではなく、それらの点についてはソニーの外部アドバイザーから助言を得てその判断に依拠しております。

JPM 証券は、本株式交換におけるソニーのフィナンシャル・アドバイザーであり、その業務の対価としてソニーから報酬を受領しております。また、ソニーは、JPM 証券がソニーから委託されて行う業務から生じ得る一定の責任について JPM 証券に補償することに同意しております。また、JPM 証券及びその関連会社は、ソニーに対して、投資銀行業務サービスを現在まで適宜提供してきており、これらの投資銀行業務サービスに関して報酬を受領しております。

JPM 証券又はその関連会社は、その通常の業務において、ソニー又はソネットの株式又は債券等の有価証券について自己勘定取引及び顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、JPM 証券又は関連会社は、随時これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

一方、三菱UFJ 証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、ソニーについては、ソニーが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価分析（諸条件を勘案し、算定基準日である 2012 年 12 月 3 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるソニーの普通株式の基準日の株価終値、2012 年 11 月 27 日から基準日までの 1 週間の終値平均値、及びソニーによる 2012 年 11 月 14 日付「2017 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」公表の翌営業日である 2012 年 11 月 15 日から基準日までの終値平均値）を採用して算定を行いました。

ソネットについては、ソネットが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価分析（諸条件を勘案し、算定基準日である 2012 年 12 月 3 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部に

おけるソネットの普通株式の基準日の株価終値、2012年11月27日から基準日までの1週間の終値平均値、及びソニーによる2012年11月14日付「2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」公表の翌営業日である2012年11月15日から基準日までの終値平均値)を、また、ソネットには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較分析を、それに加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)を、それぞれ採用して算定を行いました。かかる算定の結果、本公開買付けにおける公開買付価格は、DCF分析によるソネットの普通株式の価値のレンジには含まれていないものの、類似企業比較分析によるソネットの普通株式の価値のレンジに含まれ、また、市場株価分析によるソネットの普通株式の価値のレンジの上限を超えていることを確認しております。なお、三菱UFJモルガン・スタンレーがDCF分析による算定において前提としたソネットの将来の利益計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。

ソニーの普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析	668～685
類似企業比較分析	686～957
DCF分析	913～1,344

なお、ソネット株式価値の構成要素であるエムスリー株式の株式価値について、上記では税効果を考慮しておりませんが、参照情報として税効果を考慮した場合、DCF分析に基づく株式交換比率の算定結果は、707から991までとなります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであること、また本株式交換比率の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して未開示の事実はないことを前提としてそれらに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません(また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。)。また、両社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。))について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関から鑑定又は査定の提供を受けておりません。加えて、ソネットの事業、業務、財務予測及びシナジー効果に関する情報についてはソネットの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、かかる分析若しくは予測(シナジー効果を含みます。))又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の本株式交換比率の算定結果は、ソネットの取締役会の参考のためにのみ提出されたものであり、ソネットの取締役会が本株式交換の検討に関して使用するためその便宜のためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本株式交換がソネットの株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見を表明するものではありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券の本株式交換比率の算定結果は、2012年12月3日現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手可能な情報に基づくものです。分析の基準時以降に発生する事象が分析の内容に影響を与える可能性があり、あるいは当該時点において分析の内容に与える影響が明らかではない事象がありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、その分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。本株式交換比率の算定に関し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、そのサービスに対し、ソネットから相当部分について本株式交換の完了を条件とする手数料を受領いたします。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券(その関係会社と総称して以下「MUMS Sグループ」といいます。))は、銀行業務、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務等を含むグローバルな金融サービス(かかるサービスを総称して以下「金融サービス」といいます。))の提供を行っ

ております。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンス及びファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品及びデリバティブ取引等が含まれます。通常の証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務及びファイナンス業務の過程において、MUMS Sグループはソネット、ソニー若しくは本株式交換に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本株式交換に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品につき買い又は売りのポジションの保持、その他、ソネット、ソニー若しくは本株式交換に関連する企業に対してMUMS Sグループの金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定又はその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。MUMS Sグループ並びにその取締役及び役員は、ソネット、ソニー若しくは本株式交換に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本株式交換に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合又はこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があります。また、当社は、ソネット、ソニー若しくは本株式交換に関連する企業に対して通常のブローカレッジ業務を行う場合があります。

(2) 算定の経緯

ソニー及びソネットは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの諸条件及び結果並びにソニーの普通株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねました。ソネットにおいては、本株式交換比率を算出するに際し、ソニーの普通株式の評価については、本株式交換に係る決議日の前営業日（基準日）の終値、2012年11月27日から基準日までの1週間の終値平均値、及びソニーによる2012年11月14日付「2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」公表の翌営業日（2012年11月15日）から基準日までの平均終値）をそれぞれ参照し、ソネットの普通株式の評価については、本公開買付けに応募したソネットの株主と応募しなかった株主との間の公平性を確保する観点等から、本公開買付けにおける公開買付け価格と同一の価格とすることが妥当であると判断しました。さらに、ソネットにおいては、下記（6）の第三者委員会の答申の内容を踏まえ、本株式交換比率について慎重に検討しました。その結果、ソニー及びソネットは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本日、本株式交換比率により本株式交換を行うことをそれぞれ決定し、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(3) 財務アドバイザー又は算定機関との関係

ソニーの第三者算定機関であるJPMorgan証券及びソネットの第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券はいずれも、ソニー及びソネットからは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換により、その効力発生日（2013年1月1日を予定）をもって、ソネットはソニーの完全子会社となり、ソネットの普通株式は2012年12月26日付で上場廃止（最終売買日は2012年12月25日）となる予定です。上場廃止後は、ソネットの普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

ソネットの普通株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりソネットの株主の皆様は割り当てられるソニーの普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能です。ソネットの株主の皆様は、本株式交換によりソニーの普通株式の単元株式数である100株以上のソニーの普通株式の割当てを受けることとなりますので、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、ソネットの株主の皆様は割り当てを受けるソニーの普通株式のうち単元株式数である100株に満たない普通株式は、単元未満株式となりますので、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、かかる単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、ソニーに対し、その保有する単元未満株式を買い取るこ

とを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をソニーから買い増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2.(3)の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。

(5) 公正性を担保するための措置

ソニーは、その完全子会社ソニーファイナンスインターナショナルによる保有分と合算して、既にソネットの発行済株式数の95.95%を保有していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるJPモルガン証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてソネットとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日、決定しました。なお、ソニーは、本株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していません。

一方、ソネットは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考とし、本公開買付けの諸条件及び結果並びにソニーの普通株式の市場株価水準その他の諸要因を総合的に勘案した上で、ソニーとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日決定しました。なお、ソネットは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していません。

また、リーガル・アドバイザーとして、ソニーは長島・大野・常松法律事務所を、ソネットは森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

(6) 利益相反を回避するための措置

ソネットは、本株式交換に関するソネットの意思決定過程における恣意性や利益相反を排除し、公正性、透明性及び客観性を確保するため、ソニー及びソネットからの独立性の高いソネットの社外取締役である三尾徹氏(現職：株式会社ミオアンドカンパニー代表取締役、オクト・アドバイザーズ株式会社代表取締役)、外部有識者である堀裕氏(現職：国立大学法人千葉大学理事・副学長、内閣府・公益認定等委員会委員、千葉大学法科大学院客員教授)、外部有識者である服部暢達氏(現職：早稲田大学大学院ファイナンス研究科客員教授)、及びソネットの社外監査役・独立役員である相内泰和氏(現職：ドイツ銀行日本における代表者兼東京支店長)の4名から構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対して、ソネットの取締役会が本株式交換を行うことを決定することが、ソネットの少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、ソネットの取締役会に意見を述べることについて諮問を行いました。第三者委員会は、かかる諮問事項に関して、ソネット、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び森・濱田松本法律事務所から、ソネットの株式価値算定書その他の関連資料等の開示及び本株式交換の内容等の説明を受け、協議及び検討の結果、主に以下の要素を考慮の上、2012年12月4日付で、本株式交換比率その他の本株式交換の諸条件は公正であると認められ、ソネットの取締役会が本株式交換を行うことを決定することは、ソネットの少数株主にとって不利益なものでない旨の答申をソネットに提出しております。

- (i) ①本公開買付けにおける公開買付価格は、ソネットの直近の株価に対し過去の完全子会社化案件に比して遜色ないプレミアムが付されており、また、ソネットの普通株式が東京証券取引所に上場された日以降の全ての日における終値を上回っていること、②本公開買付けにおける公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、ソニーとソネットとの間で独立当事者間と認められる協議・交渉が複数行われた結果に基づくものであること、③本公開買付けにおける公開買付価格は、ソネット側財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券による、DCF分析によるソネットの普通株式の価値のレンジには含まれていないものの、類似企業比較分析によるソネットの普通株式の価値のレンジに含まれ、また、市場株価分析によるソネットの普通株式の価値のレンジの上限を超えていることなどの事情を総合的に勘案し、本公開買付けにおける公開買付価格の公正性が確保されていると考えられること
- (ii) 本公開買付けの結果、本公開買付けの買付予定数107,772株のうち96,511株の応募があり、本日現

在において、ソニーは、その完全子会社であるソニーファイナンスインターナショナルによる保有分と合算して、ソネットの普通株式 245,181 株（ソネットの発行済株式数（255,538 株（2012 年 9 月 30 日現在））に占める保有割合 95.95%）を保有していること

- (iii) 本株式交換比率の算定に当たって、ソネットの普通株式の評価額は、本公開買付けにおける公開買付価格と同一の価格が基準とされ、また、ソニーの普通株式の評価額は、ソニーが金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価分析（本株式交換に係る決議日の前営業日（基準日）の終値、2012 年 11 月 27 日から基準日までの 1 週間の終値平均値、及びソニーによる 2012 年 11 月 14 日付「2017 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」公表の翌営業日（2012 年 11 月 15 日）から基準日までの平均終値）によりそれぞれ算定されており、ソニーの普通株式の市場価格がソニーの株式価値を公正に反映しているならば、本株式交換によりソネットの株主が受け取る対価の経済的価値と本公開買付けにおける公開買付価格が同等のものになるように決定されていること
- (iv) 本株式交換比率その他の本株式交換の諸条件は、ソニーとソネットとの間で独立当事者間と認められる協議・交渉が複数回行われた結果に基づくものであること
- (v) ソニーとソネットとの間の交渉過程において、ソネットの株主に対して現金かソニー株式を選択する機会を付与するため、ソニーの普通株式を対価とする株式交換に先立って、現金を対価とする本公開買付けを実施するスキームとされたこと、並びにソネットにおける本株式交換に関する検討及び決定過程において公正性担保のための手続が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされると認められること

また、ソネットは、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から提出を受けた株式交換比率における算定結果、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、第三者委員会から提出を受けた答申の内容等を踏まえ、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、本日開催の取締役会において、栗原宏氏及び石黒美幸氏を除く取締役 5 名の全員一致により、本株式交換を承認する旨の決議をいたしました。また、当該取締役会では、角文雄氏を除く監査役 2 名がいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、ソネットの取締役 7 名のうち、ソニーの従業員である栗原宏氏及びソニーのリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所に所属している石黒美幸氏は、本株式交換について、利益が相反するおそれがあることから、ソネットにおける意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、また、ソネットの立場においてソニーとの協議・交渉には参加しておりません。また、ソネットの監査役 3 名のうち、ソニーの従業員である角文雄氏は、本株式交換について、利益が相反するおそれがあることから、ソネットにおける意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における本株式交換に係る審議に参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	ソニー株式会社	ソネットエンタテインメント株式会社
(2) 所在地	東京都港区港南1丁目7番1号	東京都品川区大崎2丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役 平井 一夫	代表取締役社長 吉田 憲一郎
(4) 事業内容	電子・電気機械器具の製造、販売	ネットワーク事業、メディア・エンタテインメント事業
(5) 資本金	630,923 百万円	7,969 百万円
(6) 設立年月日	1946年5月7日	1995年11月1日
(7) 発行済株式数	1,004,638,164 株	255,538 株
(8) 決算期	3月末	3月末
(9) 従業員数	(連結) 155,704 名	(連結) 1,951 名
(10) 主要取引先	国内外の企業等	国内外の企業等
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行	株式会社三井住友銀行
(12) 大株主及び持株比率	<p>Moxley and Co. LLC (常任代理人 ㈱三菱東京UFJ銀行) 6.94%</p> <p>日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口) 6.24%</p> <p>日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口) 4.91%</p> <p>SSBT OD05 Omnibus Account - Treaty Clients (常任代理人 香港上海銀行) 2.29%</p> <p>日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口9) 1.36%</p> <p>日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口1) 1.13%</p> <p>State Street Bank and Trust Company (常任代理人 香港上海銀行) 1.09%</p> <p>日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口6) 1.09%</p> <p>日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口3) 1.03%</p> <p>Tam Two (常任代理人 ㈱三菱東京UFJ銀行) 0.99%</p>	<p>ソニー(株) 83.38%</p> <p>㈱ソニーファイナンスインターナショナル 12.56%</p> <p>ジューピーモルガンチエース オツペンハイマー ジヤステック レンディング アカウント (常任代理人 ㈱三菱東京UFJ銀行) 0.52%</p> <p>日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口) 0.38%</p> <p>日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口) 0.25%</p> <p>日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口3) 0.24%</p> <p>資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託A口) 0.16%</p> <p>ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリティー クライアーツ 613 (常任代理人 ドイツ証券㈱) 0.14%</p> <p>日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口1) 0.11%</p>

		UBS AG LONDON A/C IPB SEGR 0.08% EGATED CLIENT ACCOUNT (常 任代理人 シティバンク銀行 株)
(13)	当事会社間 の 関 係	
	資 本 関 係	ソニーは、本日現在、ソネットの発行済株式総数 (255,538 株) の 95.95%に相当する 245,181 株を直接又は間接的に所有しております。
	人 的 関 係	ソニー従業員 2 名がソネットの取締役、社外監査役にそれぞれ就任しております。
	取 引 関 係	ソニーはソネットからサーバ・ハウジングサービスの提供を受けております。また、特許権実施許諾等によるロイヤルティを受け取っております。また、両社は、相手方及びその子会社が保有する知的財産権の相互利用に係る包括的なクロスライセンス契約を締結しております。
	関連当事者への 該 当 状 況	ソネットは、ソニーの連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態

決算期	ソニー株式会社 (連結、米国基準)			ソネットエンタテインメント株式 社 (連結、日本基準)		
	2010 年 3 月期	2011 年 3 月期	2012 年 3 月期	2010 年 3 月期	2011 年 3 月期	2012 年 3 月期
連 結 純 資 産	3,285,555 (注3)	2,936,579 (注3)	2,490,107 (注3)	67,337	74,503	73,985
連 結 総 資 産	12,862,624	12,911,122	13,295,667	104,603	113,067	105,154
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	2,955.47	2,538.89	2,021.66	241,305.75	266,653.66	257,040.74
連 結 売 上 高	7,213,998	7,181,273	6,493,212	75,653	88,574	93,353
連 結 営 業 利 益	31,772	199,821	△67,275	6,626	8,277	10,000
連 結 経 常 利 益	26,912 (注3)	205,013 (注3)	△83,186 (注3)	6,232	8,102	10,578
連 結 当 期 純 利 益	△40,802 (注3)	△259,585 (注3)	△456,660 (注3)	3,189	3,660	4,050
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	△40.66 (注3)	△258.66 (注3)	△455.03 (注3)	12,481.90	14,325.48	15,850.12
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	25.00	25.00	25.00	3,000	3,300	4,800

(注1) 2012年9月30日現在。ただし、特記しているものを除きます。

(注2) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。

(注3) ソニーは、米国会計基準に基づき連結財務諸表を作成していますので、これらの数値はそれぞれ「資本合計」、「税引前利益 (損失)」、「ソニー株式会社株主に帰属する当期純利益 (損失)」及び「1株当たりソニー株式会社株主に帰属する当期純利益 (損失)」の数値を表示しています。

5. 本株式交換後の状況

株式交換親会社であるソニーの名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、及び決算期については、上記4.に記載の内容から変更が生じる予定はありません。

6. 会計処理の概要

ソニーにおいて、本株式交換は、米国会計基準に基づき資本取引として処理される見込みであり、のれんは発生しない見込みです。

7. 今後の見通し

本株式交換に伴い、2012年度においてソニー株主に帰属する当期純利益の若干の増加を見込んでおりますが、2012年11月1日に公表したソニーの2012年度連結業績見通しに与える影響は軽微です。

8. 支配株主との取引等に関する事項

ソニーはソネットの支配株主であり、本株式交換はソネットにとって支配株主との取引等に該当します。

ソネットが2012年6月29日に開示した「コーポレート・ガバナンス報告書」においては、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」として、ソニーグループとソネットの間の商取引については、双方の一般取引先と同様に商取引上妥当な条件で取引条件を決定する方針であることを記載しております。

本株式交換において、ソネットは、上記3.(5)「公正性を担保するための措置」及び(6)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本株式交換の実施を決定しており、かかる対応は上記指針と適合しているものと考えております。

なお、ソネットは、上記3.(6)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換に関するソネットの意思決定過程における恣意性や利益相反を排除し、公正性、透明性及び客観性を確保するために設置された、ソニー及びソネットからの独立性の高い外部有識者、ソネットの社外取締役及び社外監査役4名から構成される第三者委員会より、2012年12月4日付で、本株式交換比率その他の本株式交換の諸条件は公正であると認められ、ソネットの取締役会が本株式交換を行うことを決定することは、ソネットの少数株主にとって不利益なものでない旨の答申を受領しております。

以上

(参考) ソニーの当期連結業績予想(2012年11月1日公表分)及び前期連結実績

	売上高及び 営業収入	営業利益 (損失)	税引前利益 (損失)	当社株主に帰属する 当期純利益(損失)
当期連結業績予想 (2013年3月期)	66,000億円	1,300億円	1,500億円	200億円
前期連結実績 (2012年3月期)	64,932億円	△673億円	△832億円	△4,567億円

(参考) ソネットの当期連結業績予想(2012年4月26日公表分)及び前期連結実績

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期連結業績予想 (2013年3月期)	100,000百万円	13,300百万円	13,900百万円	5,800百万円
前期連結実績 (2012年3月期)	93,353百万円	10,000百万円	10,578百万円	4,050百万円

本報道発表文中の記載には米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) 第 27A 条及び米国証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条において定義された「将来に関する記述」が含まれています。「将来に関する情報」は、ソニー及びソネットのそれぞれの事業、財政状態及び経営成績に関する期待、仮定、想定及び予測を含んでおり、また公開買付け、本株式交換及びこれらにともなうソニーグループとソネットグループの事業統合並びに公開買付け、本株式交換及び事業統合から生じる利得についての計画及び予想も含んでいます。本報道発表文中に記載されている「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「想定」、「予測」、「予想」、「目的」、「意図」、「可能性」やその類義語は将来に関する情報を示しています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。ソニー又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本報道発表文中の「将来に関する記述」は、本日の時点でソニーが有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、ソニー又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、ソニーが米国証券取引所法に基づく今後の米国証券取引委員会への届出等において行う開示をご参照下さい。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因には、次のものが含まれますが、これらに限られるものではありません。

- (1) ソニーの事業領域を取り巻くグローバルな経済情勢、特に消費動向
- (2) 為替レート、特にソニーが極めて大きな売上、生産コスト、又は資産・負債を有する米ドル、ユーロ又はその他の通貨と円との為替レート
- (3) 激しい価格競争、継続的な新製品や新サービスの導入と急速な技術革新や、主観的で変わりやすい顧客嗜好などを特徴とする激しい市場競争の中で、十分なコスト削減を達成しつつ顧客に受け入れられる製品やサービス（液晶テレビ、ゲーム事業のプラットフォーム、スマートフォンを含む）をソニーが設計・開発し続けていく能力
- (4) 技術開発や生産能力増強のために行う多額の投資を回収できる能力及びその時期
- (5) 市場環境が変化する中でソニーが事業構造の改革・移行を成功させられること
- (6) ソニーが金融を除く全分野でハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの融合戦略を成功させられること、インターネットやその他の技術開発を考慮に入れた販売戦略を立案し遂行できること
- (7) ソニーが継続的に、研究開発に十分な資源を投入し、設備投資については特にエレクトロニクス事業において投資の優先順位を正しくつけて行うことができること
- (8) ソニーが製品品質を維持できること
- (9) ソニーと他社との買収、合併、その他戦略的出資の成否を含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）ソニーの戦略及びその実行の効果（最近の Sony Ericsson Mobile Communications AB の買収など）
- (10) ソニーが、需要を予測し、適切な調達及び在庫管理ができること
- (11) 係争中又は将来発生しうる法的手続き又は行政手続の結果
- (12) 生命保険など金融商品における顧客需要の変化、及び金融分野における適切なアセット・ライアビリティ・マネージメント遂行の成否
- (13) (市場の変動又はボラティリティを含む) 日本の株式市場における好ましくない状況や動向が金融分野の収入及び営業利益に与える悪影響
- (14) 東日本大震災とそれにともなう原発事故やタイの洪水を含む、大規模な災害などに関するリスク
- (15) 政府の許可を関係者が取得できないことその他の理由により本株式交換を完了できないこと
- (16) 株式交換により想定される利益の実現の難航
- (17) ソニーの事業活動に悪影響を及ぼすその他の事象